

岩手県企業局管理規程第9号

企業局公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

企業局公舎管理規程の一部を改正する規程

企業局公舎管理規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| (公舎料)<br>第3条 [略]<br>2～4 [略]<br>5 公舎の使用期間が1月に満たない場合の公舎料の額は、 <u>第2項、第5項又は前項</u> の規定により算出された額を日割りで計算した額とする。<br>6 [略]<br>(準用規定)<br>第4条 公舎の管理及び使用に関する規則（昭和33年岩手県規則第58号）第4条第2項から第4項まで、第4条の2及び第6条から第12条までの規定は、この規程に基づいて管理及び使用する公舎の管理及び使用について準用する。この場合において「有料公舎」とあるのは「公舎」と、「知事」又は「知事、 <u>地方振興局長又は東京事務所長</u> 」とあるのは「企業局長」と、「地方公所長」とあるのは「事業所の長」と、「県」とあるのは「企業局」と読み替えるものとする。 | (公舎料)<br>第3条 [略]<br>2～4 [略]<br>5 公舎の使用期間が1月に満たない場合の公舎料の額は、 <u>前3項</u> の規定により算出された額を日割りで計算した額とする。<br>6 [略]<br>(準用規定)<br>第4条 公舎の管理及び使用に関する規則（昭和33年岩手県規則第58号）第4条第2項から第4項まで、第4条の2及び第6条から第12条までの規定は、この規程に基づいて管理及び使用する公舎の管理及び使用について準用する。この場合において「有料公舎」とあるのは「公舎」と、「知事」又は「知事、 <u>広域振興局長、東京事務所長又は県立学校長</u> 」とあるのは「企業局長」と、「地方公所長」とあるのは「事業所の長」と、「県」とあるのは「企業局」と読み替えるものとする。 |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。   |  |

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。